

## 第5章 地域別緑化推進の方針

地域の特性や課題に対応するため、地域別の緑化推進の方針を定めます。地域区分は図5-1に示す7地域とします。



図 5-1 地域区分図

## 5-1 南部地域

### (1) みどりの現況

- 幹線道路沿道では建物の中高層化が進んでいますが、低層住宅が広がる地域で、敷地規模は全体的に小さく木造住宅が密集し、防災面や住環境面での課題を多く抱えており、地区計画制度等によるまちづくり整備を進めています。
- 拠点となるみどりとしては、南台いちよう公園が防災機能を有する公園として整備され、隣接する東京大学教育学部附属中等教育学校と合わせて、災害時の広域避難場所に指定されています。
- その他、南台公園、栄町公園など 18 箇所の公園が整備されています。
- みどり率は 15.1% で区全体のみどり率 17.5% より低い地域です。
- 公園、社寺、学校にまとまったみどりが分布しています。
- 地域の西側に神田川（善福寺川）が流れており、地下鉄車庫沿いなどの樹木がみどりと水の景観を提供しています。
- （仮称）弥生町六丁目公園の整備計画が進められています。

### (2) みどりの課題

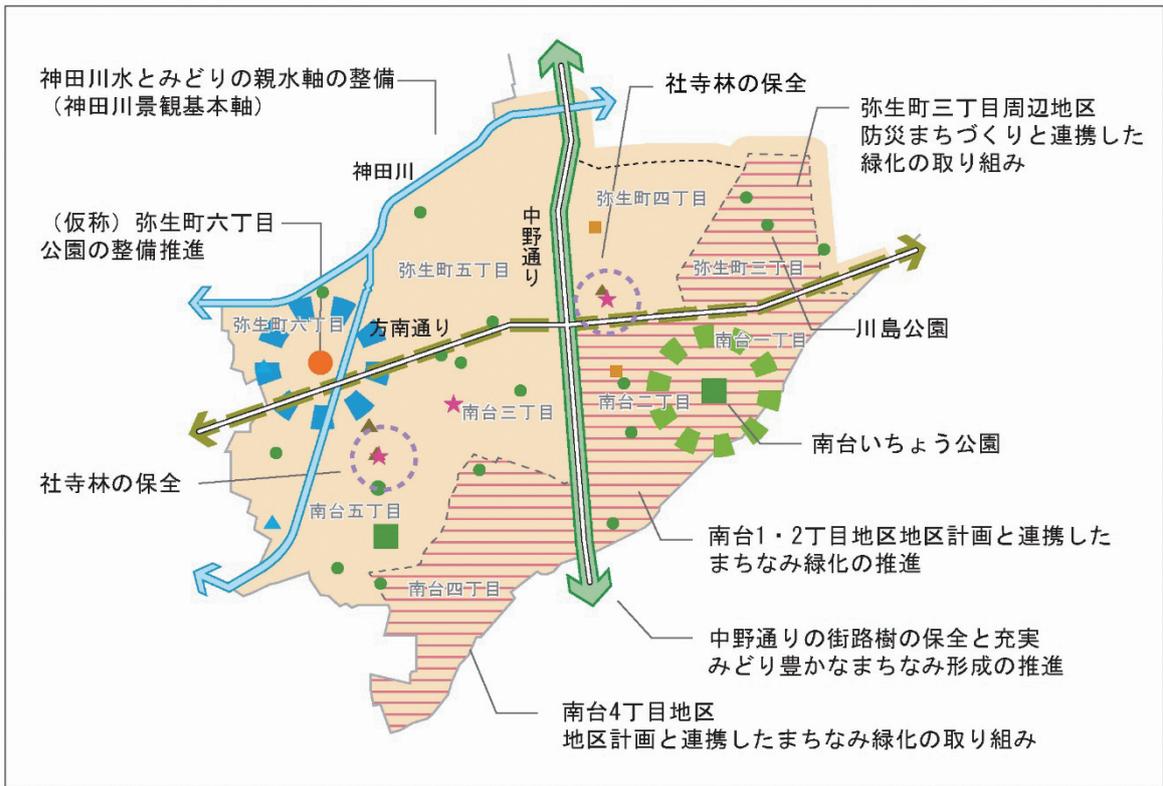
- 弥生町三丁目地区をはじめ、木造住宅が密集している地域で防災まちづくりと連携して防災機能を有した公園の整備も進められています。接道部緑化の推進など身近なみどりにも着目し、地域の安全性を高めていくことが必要です。
- 神田川（善福寺川）の河川空間、多田神社等の歴史・文化的なみどりを活用し、みどりの景観形成を図る必要があります。
- 拠点となるみどりの少ない地域のため、現存する社寺、学校、集合住宅、公園にある比較的まとまったみどりは今後も保全していく必要があります。特に住宅団地の建て替えなどで、接道部を中心としたみどりが整備されるように、緑化指導を行っていくことが重要です。

### (3) みどりの整備方針

みどりを活かした防災まちづくりの推進  
神田川のみどりを活かした地域整備

- （仮称）弥生町六丁目公園の整備推進
- 神田川景観基本軸と連携した神田川水とみどりの親水軸整備の推進
- 中野通りの街路樹の保全と充実や方南通りの街路樹の整備推進
- 多田神社、神明氷川神社等の地域の伝統を受け継ぐみどりの保全
- 地区計画制度などと連携した住宅地の生け垣化や庭木緑化の充実
- 幹線道路沿道の建築計画と合わせたみどり豊かな街並みの誘導

• 身近な公園や広場の充実



凡例

	まとまりのあるみどり(既存)		公園(2,500㎡未満)		社寺林		みどりの環境軸
	まとまりのあるみどり(新設)		公園(2,500㎡以上)		屋敷林		みどりの補助軸
	新たなみどりの軸		計画公園		保護樹林		水とみどりの軸
			社寺林の保全		農地		良好な住宅地
			まちづくりに伴うみどりの創出		生産緑地地区		既存のみどりの保全



## 5-2 中南部地域

### (1) みどりの現況

- 幹線道路沿道は建築物の中高層化が進んでいますが、その後背地では低層住宅と中層住宅が混在した地域で、敷地規模は全般的に小さく高密度な土地利用が図られています。木造住宅が密集した地区も多く、防災面・住環境面での課題を抱えています。
- 本町五丁目の中野通り沿いに防災機能を有する本五ふれあい公園が整備されたほか、中央西公園など小規模な公園が26箇所と比較的多く整備されています。
- みどり率は12.8%で、全地域のうち最もみどり率の小さい地域です。
- 公園、社寺、学校にまとまったみどりが分布していますが、樹林等の拠点となるみどりは少ない状況です。
- 地域中央に神田川が流れており、コンクリート護岸ながらも歩行者専用道路となっている管理用通路では所々にみどりが見られます。

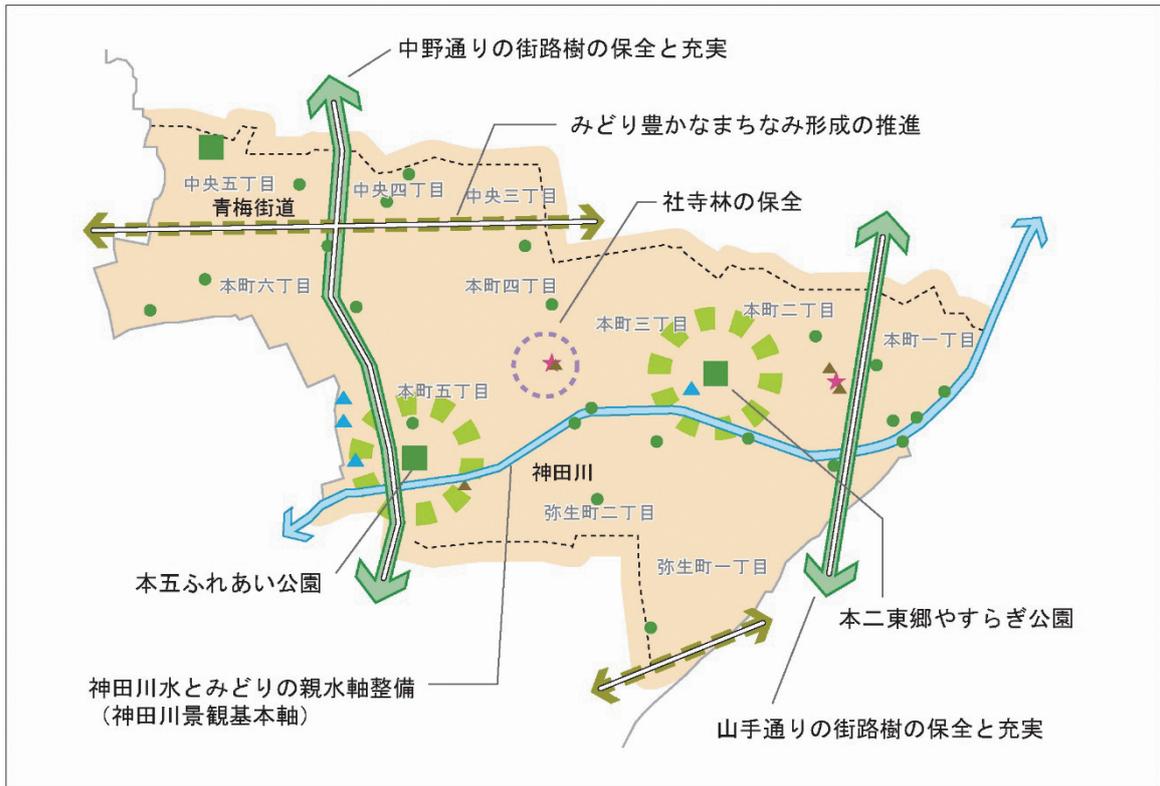
### (2) みどりの課題

- 区内で最もみどりの少ない地域ですが、本五ふれあい公園を新たなみどりの拠点として既存のみどりとのネットワークを形成していく必要があります。
- 神田川を水とみどりの親水軸として活用できるように、川沿いの緑化の充実をはかる必要があります。
- 神田川南側の地域は敷地規模の小さい住宅地が多くなっており、接道部緑化を中心とした緑化の推進が必要です。

### (3) みどりの整備方針

新たなみどりの拠点と神田川のみどりを活かした地域のみどりのネットワーク形成の推進

- 神田川景観基本軸と連携した神田川水とみどりの親水軸整備の推進
- 中野通り、青梅街道、山手通りの街路樹の保全と充実
- 地域に残る貴重な樹林の保全
- 幹線道路沿道の建築計画と合わせたみどり豊かな街並みの誘導
- 身近な公園や広場の充実



凡例

- |  |                |  |                |  |        |  |           |
|--|----------------|--|----------------|--|--------|--|-----------|
|  | まとまりのあるみどり(既存) |  | 公園(2,500㎡未満)   |  | 社寺林    |  | みどりの環境軸   |
|  | まとまりのあるみどり(新設) |  | 公園(2,500㎡以上)   |  | 屋敷林    |  | みどりの補助軸   |
|  | 新たなみどりの軸       |  | 計画公園           |  | 保護樹林   |  | 水とみどりの軸   |
|  |                |  | 社寺林の保全         |  | 農地     |  | 良好な住宅地    |
|  |                |  | まちづくりに伴うみどりの創出 |  | 生産緑地地区 |  | 既存のみどりの保全 |

0 125 250 500 m



## 5-3 中東部地域

### (1) みどりの現況

- 山手通り、青梅街道など幹線道路沿道では建築物の高層化が進んでいます。住宅地の多くは低層住宅と中層住宅が混在しており、敷地規模が全般的に小さく高密度な土地利用が図られています。木造住宅が密集した地区では、防災面や住環境面で多くの課題を抱えています。
- JR 東中野駅では山手通りの拡幅工事と併せて駅前広場が整備されました。
- 主な公園は谷戸運動公園、城山公園で、29箇所公園が整備されています。
- 地域中央部には東西方向に桃園川緑道が整備されています。
- 地域の東端には神田川が流れており、神田川四季の道が整備されています。
- みどり率は14.2%で、全地域のうちみどり率が2番目に低い地域です。まとまりのあるみどりは社寺林が中心となっています。
- 早稲田通りの北側には寺院が建ち並び一角があり、寺町の景観を呈しています。

### (2) みどりの課題

- 山手通り沿道では土地の高度利用を推進し、公開空地の確保にあわせ緑化空間の充実を図る必要があります。
- 地域の歴史・文化と関わりの深い東中野氷川神社や宝仙寺には、多くの大径木樹木があり、周辺環境と一体となったみどりの保全が必要です。
- 古くからある住宅地の良好なまちなみのみどりの保全を図る必要があります。
- 神田川四季の道や桃園川緑道はより親しみが持てる歩行空間として維持管理し、景観資源として活用の充実を図る必要があります。
- みどりの拠点となる空間が不足しているため、面積規模の大きな建築計画では緑化の誘導を図る必要があります。

### (3) みどりの整備方針

#### 既存のみどりの保全の推進

#### 山手通り・神田川・桃園川緑道のみどりを活かした地域整備

- 神田川景観基本軸と連携した神田川水とみどりの親水軸整備の推進
- 山手通り沿道の緑化空間整備の誘導
- 早稲田通り、青梅街道、山手通りの街路樹の保全と充実
- 地域にゆかりのある貴重なみどりの保全
- 住宅地の良好なみどりの保全
- 幹線道路沿道の建築計画と合わせたみどり豊かな街並みの誘導
- 神田川四季の道、桃園川緑道の有効活用

• 身近な公園や広場の充実



凡例

- |  |                |  |                |  |           |  |          |
|--|----------------|--|----------------|--|-----------|--|----------|
|  | まとまりのあるみどり(既存) |  | 公園(2,500㎡未満)   |  | 社寺林       |  | みどりの環境軸  |
|  | まとまりのあるみどり(新設) |  | 公園(2,500㎡以上)   |  | 屋敷林       |  | みどりの補助軸  |
|  |                |  | 計画公園           |  | 保護樹林      |  | 水とみどりの軸  |
|  |                |  | 社寺林の保全         |  | 良好な住宅地    |  | 新たなみどりの軸 |
|  |                |  | まちづくりに伴うみどりの創出 |  | 既存のみどりの保全 |  |          |

0 125 250 500 m



## 5-4 中央部地域

### (1) みどりの現況

- JR 中央線北側には、区役所、中野サンプラザ、中野四季の都市（まち）などが立地し、南北の駅周辺には商業地域が分布しており、区の中心地域を形成しています。幹線道路沿道は建物の高層化が進んでいますが、その後背地は低層住宅と中層住宅が混在した住宅地となっています。
- みどりの拠点としては、中野四季の都市（まち）の整備に併せて中野四季の森公園が、周辺施設の公開空地と一体となって新たに整備されました。
- 中野四季の森公園や紅葉山公園を中心とした緑地がみどりの拠点となっています。
- その他中央公園など 19箇所の公園が整備されています。
- 地域南側には桃園川緑道が整備されています。
- みどり率は 16.0%で、区全域のみどり率 17.5%より低いですが、3 番目にみどり率が高い地域です。
- 中野通りのサクラ並木がみどりの軸を形成しています。

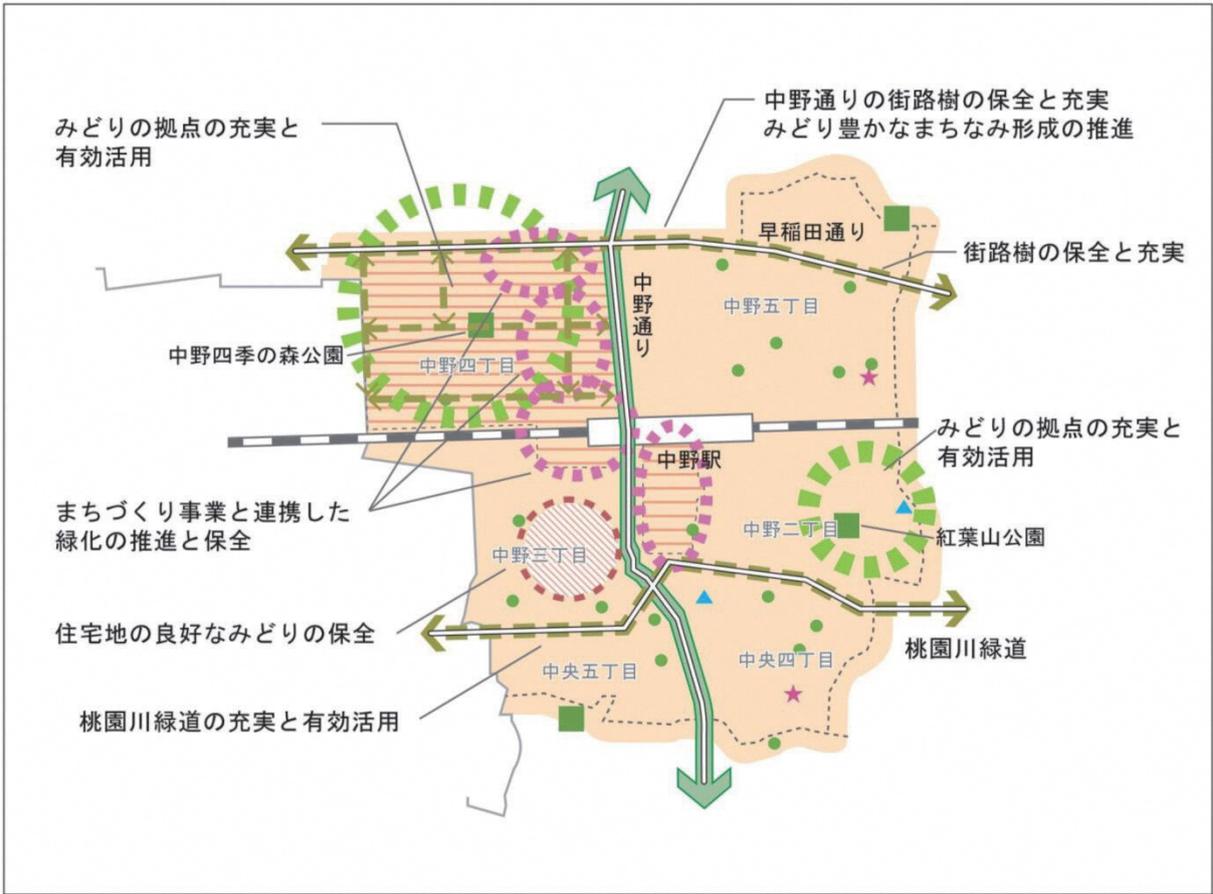
### (2) みどりの課題

- 中野四季の都市（まち）の整備によって、みどり豊かな都市景観が生まれました。今後も新庁舎建設をはじめ、中野駅周辺のまちづくりの進捗にあわせてみどりの拠点としてふさわしい質の高いみどり空間の整備や、大規模な面開発に伴うみどりの創出が必要です。
- 紅葉山公園には公共施設が隣接しており、みどりの拠点となるように緑化の充実が必要です。

### (3) みどりの整備方針

土地の高度利用や共同化による新たなみどりの拠点の充実
----------------------------

- 中野駅周辺のまちづくりに伴う、壁面・屋上緑化の整備・誘導、沿道の緑化の推進
- 中野駅周辺のまちづくりにあわせて、みどりのネットワークの形成及びオープンスペースの創出
- 中野通り、早稲田通り、中野四季の都市の街路樹の保全と充実
- みどりの拠点（中野四季の森公園、紅葉山公園）を活かしたみどりのまちづくりの推進
- 地域に残る貴重なみどりの保全
- 大規模面開発事業に合わせた新たなみどりの創出と保全
- 桃園川緑道の有効活用
- 良好な住宅地のみどりの保全



凡例

- |  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  まとまりのあるみどり(既存) |  公園(2,500㎡未満)   |  社寺林    |  みどりの環境軸   |
|  まとまりのあるみどり(新設) |  公園(2,500㎡以上)   |  屋敷林    |  みどりの補助軸   |
|  新たなみどりの軸       |  計画公園           |  保護樹林   |  水とみどりの軸   |
|  |  社寺林の保全         |  農地     |  良好な住宅地    |
|  |  まちづくりに伴うみどりの創出 |  生産緑地地区 |  既存のみどりの保全 |

0 125 250 500 m



## 5-5 北東部地域

### (1) みどりの現況

- 土地区画整理事業により基盤整備が行われた区域は敷地規模が比較的広く、良好な住環境を形成しています。一方で、狭あい道路が多く木造住宅が密集し、防災面や住環境面で課題を抱えている区域も見られます。
- 地域の中央部を妙正寺川が流れ、河岸段丘の傾斜地に江古田の森公園、平和の森公園、哲学堂公園、江古田公園、中野上高田公園、新井薬師公園など区を代表する公園があり、みどりの拠点形成しています。
- その他、江原公園、妙正寺川公園など規模の大きい公園が多くあり、37箇所、約25.1haの公園が整備され、区内で最も公園の分布が多い地域となっています。
- みどり率は21.8%で、区内で最もみどり率が高い地域です。
- 社寺林も多く分布しており、その多くが保護樹林に指定されています。
- 中野通りのサクラ並木がみどりの軸を形成しています。
- 区内でも希少な屋敷林が残っています。
- 西武新宿線連続立体交差事業により鉄道の地下化が進められているほか、哲学堂公園及び周辺地域の観光資源の活用や、新井薬師前駅・沼袋駅周辺のまちづくりが検討されています。

### (2) みどりの課題

- 地域の歴史・文化を伝える社寺や屋敷林には、多くの大径木があり、周辺環境と一体となった保全が必要です。
- 良好な緑化環境を有する住宅地の、みどりの維持保全を図る必要があります。
- みどりの拠点を形成する公園緑地や大径木樹木を有する社寺林等について、有効に活用していく必要があります。
- 西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の構築を図る必要があります。

### (3) みどりの整備方針

みどりの拠点の有効活用、妙正寺川沿いのみどりを活かした地域整備  
西武新宿線沿線まちづくり事業と連携したみどりの充実

- 大規模公園内の樹林の良好な状態での維持保全
- 哲学堂公園と周辺地域の歴史、文化、景観的資源に調和したみどりの保全と整備
- 中野通りの街路樹の保全と充実
- 西武新宿線連続立体交差事業の進展を踏まえた新たなみどりの軸の確保
- 地域にゆかりのあるみどり空間の保全
- 屋敷林等のみどりの良好な状態での保全
- 沼袋駅周辺、新井薬師前駅周辺のまちづくり事業と連携した緑化の推進と緑地の保全

- 身近な公園緑地の充実
- 平和の森公園の拡張、再整備



凡例

	まとまりのあるみどり(既存)		公園(2,500㎡未満)		社寺林		みどりの環境軸
	まとまりのあるみどり(新設)		公園(2,500㎡以上)		屋敷林		みどりの補助軸
	まとまりのあるみどり(新設)		計画公園		保護樹林		水とみどりの軸
	新たなみどりの軸		社寺林の保全		農地		良好な住宅地
			まちづくりに伴う みどりの創出		生産緑地地区		既存のみどりの保全

0 125 250 500 m



## 5-6 北部地域

### (1) みどりの現況

- 環状七号線、新青梅街道などの幹線通り沿道では建築物の中高層化が進んでいます。新青梅街道の北側では良好な住宅地を形成していますが、その他の区域では狭あい道路が多く、木造住宅が密集している区域も見られます。
- まとまりのあるみどりは社寺のみどりで、拠点となるみどりが少ない状況です。
- 大和公園、丸山公園のほか 26 箇所の公園が整備されていますが、多くが面積規模の小さい公園となっています。
- みどり率は 14.8%で、区全域のみどり率 17.5%より 3ポイント近く低い状態です。
- 敷地規模の小さい住宅地が多く、小規模な住宅地のみどりが中心となっています。
- 地域の中央部を妙正寺川が流れていますが、河川沿いにはみどりは少ない状況です。

### (2) みどりの課題

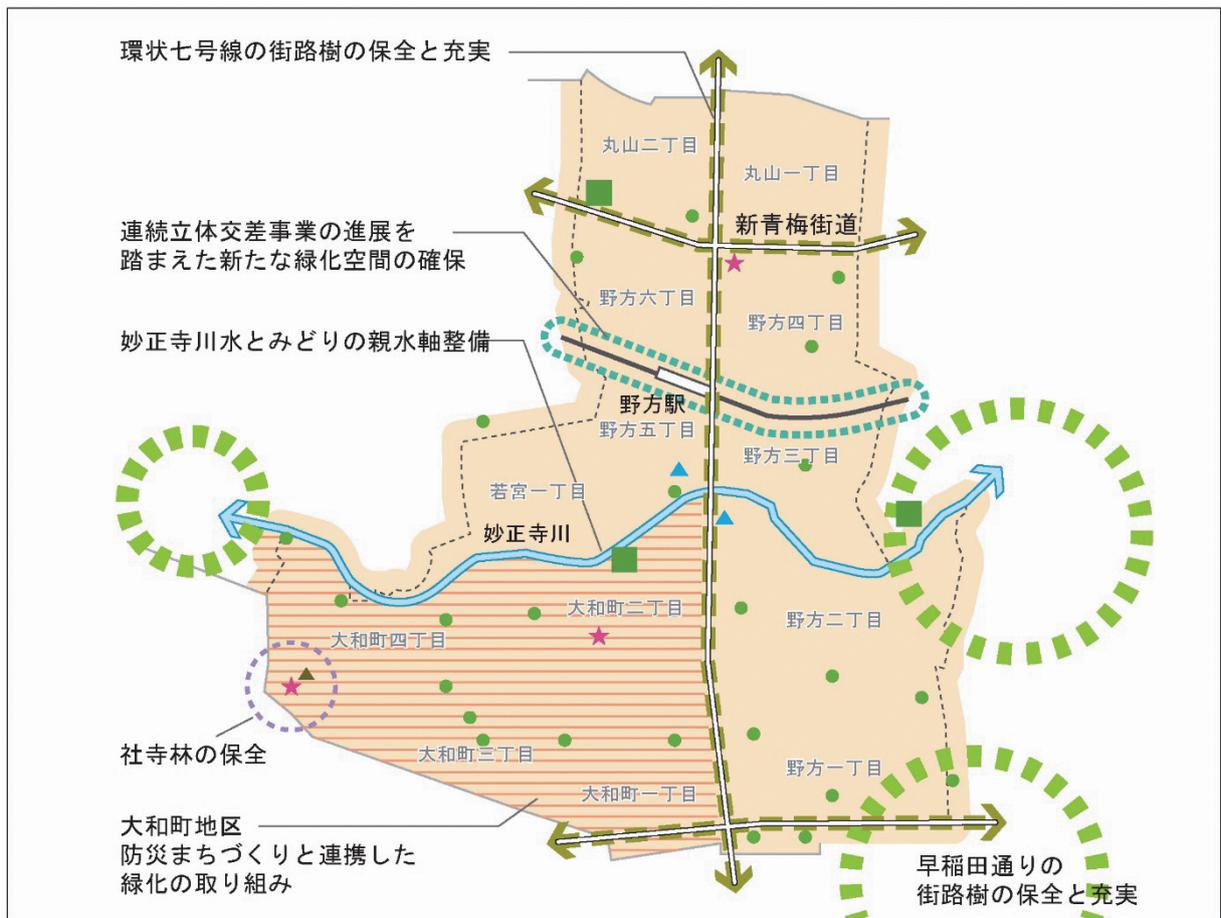
- 既に防災まちづくりを始めている大和町地区のほか、木造住宅が密集している区域において地区計画制度等による防災まちづくりを進める必要があります。この際には、防災の観点からも空地の確保、生け垣緑化の推進が必要です。
- まとまりのあるみどりは少ないですが、社寺林や庭木群は貴重なみどりであり、維持保全と充実が重要となります。
- 西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえて、新たなみどりの整備を図る必要があります。

### (3) みどりの整備方針

防災まちづくりと連携した緑化の推進

西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえた新たな緑化空間の確保

- 住宅地にある良好な緑化環境の維持保全
- 地域にゆかりのあるみどり空間の保全
- 共同建て替えなどによる緑化空間の創出の誘導
- 環状七号線、新青梅街道沿道の屋上緑化や壁面緑化等整備の推進
- 地区計画制度と連携した沿道生け垣化や住宅緑化の充実
- 西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえた新たな緑化空間の確保
- 身近な公園緑地の充実



凡例

- |  |                |  |                    |  |        |  |           |
|--|----------------|--|--------------------|--|--------|--|-----------|
|  | まとまりのあるみどり(既存) |  | 公園(2,500㎡未満)       |  | 社寺林    |  | みどりの環境軸   |
|  | まとまりのあるみどり(新設) |  | 公園(2,500㎡以上)       |  | 屋敷林    |  | みどりの補助軸   |
|  | 新たなみどりの軸       |  | 計画公園               |  | 保護樹林   |  | 水とみどりの軸   |
|  |                |  | 社寺林の保全             |  | 農地     |  | 良好な住宅地    |
|  |                |  | まちづくりに伴う<br>みどりの創出 |  | 生産緑地地区 |  | 既存のみどりの保全 |

0 125 250 500 m



## 5-7 北西部地域

### (1) みどりの現況

- 敷地規模の比較的大きい低層住宅が多く、静かな住宅地を形成しています。妙正寺川や新青梅街道沿いには学校や公共住宅が多く立地し、地域の貴重なオープンスペースとなっています。また、地域の北部には農地が残っており、生産緑地地区に指定された農地もあります。
- まとまりのあるみどりとしては、白鷺せせらぎ公園がみどりの拠点を形成しています。また、屋敷林や農地、住宅団地の緑地、社寺林等もまとまったみどりとして分布しており、民有地のみどりが多いことが特徴です。
- その他の主な公園は鷺宮運動広場、八成公園、風の子ひろばで、北西部地域には38箇所の公園が整備されていますが、多くが面積規模の小さい公園となっています。
- みどり率は19.9%で、地域別では2番目に高いみどり率です。学校や住宅団地の緑被地の他、戸建て住宅地にも多くのみどりが分布しています。
- 地域の南側を妙正寺川が流れており、河川沿いの斜面林は社寺林や公園内樹林となっています。

### (2) みどりの課題

- 民有地のみどりにより、良好な環境が形成されている地域ですが、民有地のみどりは消失の可能性もあり、良好な状態での維持保全が課題となっています。
- 都市の農地は、水源涵養、防災農地、景観要素として都市にあるべき緑地として位置付けられています。北西部地域には貴重な農地が残っており、今後も保全していくことが重要です。
- 西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえた新たなみどりの整備を図る必要があります。
- 今後、減少の可能性がある生産緑地については、市民緑地制度の活用や公園化等を検討しみどりを保全していくことが必要です。

### (3) みどりの整備方針

妙正寺川のみどりを活かした地域整備  
屋敷林や農地の残るみどりの保全の推進

- 白鷺せせらぎ公園を中心としたみどりの拠点の充実
- 西武新宿線の連続立体交差化の進展を踏まえた新たな緑化空間の確保
- 屋敷林や農地の残るみどりの多い落ち着いた住環境の維持保全
- 生産緑地地区の減少に伴うみどりの消失を防ぐための市民緑地制度の活用や公園

化等の検討

- 地域にゆかりのあるみどり空間の保全
- 住宅団地建替に伴う緑地創出の誘導
- 身近な公園緑地の充実



凡例

	まとまりのあるみどり(既存)		公園(2,500㎡未満)		社寺林		みどりの環境軸
	まとまりのあるみどり(新設)		公園(2,500㎡以上)		屋敷林		みどりの補助軸
	新たなみどりの軸		計画公園		保護樹林		水とみどりの軸
			社寺林の保全		農地		良好な住宅地
			まちづくりに伴うみどりの創出		生産緑地地区		既存のみどりの保

0 125 250 500 m



## 第6章 計画実現のために

みどりのまちづくりを進めるためには、区と、地域に住み、地域で働き、地域で活動する区民や事業者などが、それぞれの役割を果たしつつ、協働して知恵を出し合いながら、お互いにパートナーとなって、計画に掲げた施策等を実行していく必要があります。

### 6-1 区の推進体制

みどりの保全と緑化の推進のための各種施策は、庁内の連携と調整が必要となります。引き続き、都市基盤部などの関係部署で構成するみどりの推進会議を通じて、組織間の連携や調整を行い、総合的な視点から効率的な対応を図ります。会議の運営は、都市基盤部が担います。

都市基盤部公園緑地課は、みどりの基本計画に沿って事業の進捗が行われるよう、毎年度、みどりの推進会議を開催し、事業の進捗状況の確認を行います。併せて事業の主管課は、事業計画等の立案・実施に先立ち、必ず都市基盤部公園緑地課へ事前協議を行い、みどりの基本計画との整合性を図るよう努めます。

また、みどりの推進会議を構成する課以外においても、みどりの基本計画を踏まえた取り組みが行えるよう、積極的な周知を行うほか、全庁的な協力体制を整えます。

### 6-2 区民・事業者・区の役割分担

みどりのまちづくりを推進するためには、区民・事業者のみなさんがみどりに関心を持って、身近なみどりを大切に感じ、日常生活の中でみどりが不可欠なものであることを認識することが第一歩となります。そのため、区ではみどりに関する情報を積極的に提供するなどの啓発活動を行います。

区民の役割として、みどりの持つ公益性を認識し、身近なみどりの充実から地域のみどりが充実するように、区民どうし、また区と区民が協力していくことが求められています。このため、生け垣・植樹帯や庭木などの維持管理、屋上やベランダでの緑化整備、公園管理のボランティアなど、身近なみどりの充実に取り組むとともに、環境学習事業等への参加を通じて、自然やみどりに対する意識を高めていくことが重要です。

事業者の役割として、環境保全や緑地整備を通じた社会貢献の取組が近年ますます求められています。具体的には、接道部緑化、屋上緑化、壁面緑化、公開空地等の緑化スペースの整備や維持管理のほか、地域住民と連携した地域緑化の充実などに取り組んでいくことが重要です。

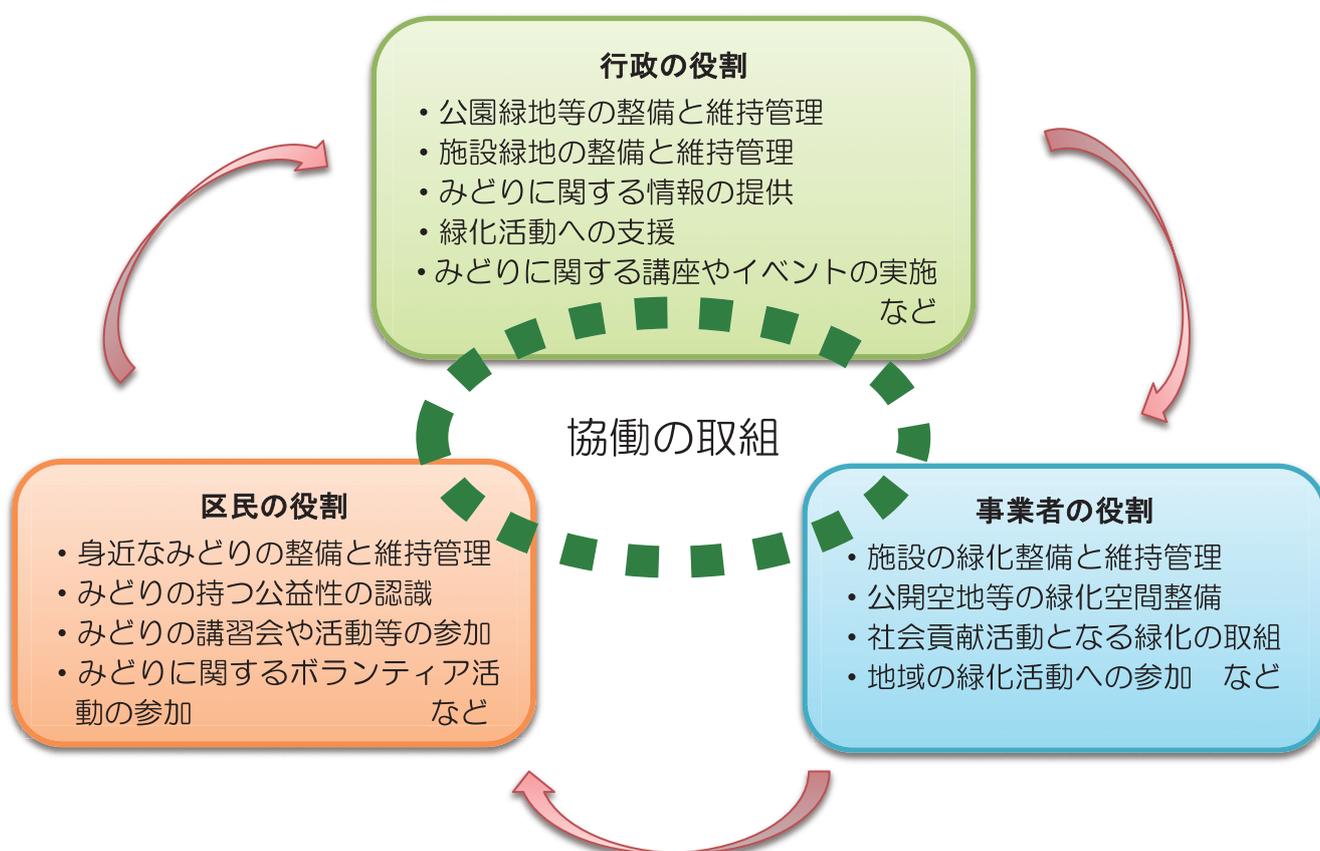
区では、緑化活動の広がりを支援するために、自主的な緑化活動への支援の他、緑化活動を行いたいと考える区民への情報提供、講座の開催、みどりのボランティア団体の育成や活動の場の提供などを行います。

そして、地域ボランティアなどの団体や緑化支援企業が連携して、中野のみどりを守り育むネットワークが形成できるように支援を行っていきます。

### 6-3 周辺区・東京都・国との連携

みどりの軸を形成する広域的な河川や幹線道路は、東京都等が所管しており、周辺区とのつながりがあります。また、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和等に対しては、区域を越えた広域的な視点から対応する必要があります。みどりの整備や維持管理にあたっては、東京都をはじめとして周辺区とも連携を図り、意見交換や調整を行うことで、より一層みどりの機能を充実させていきます。

また、多くのみどりが民有地にあり、様々な事情によってみどりが減少している現状に対して、みどりの減少を抑えるための新たな制度を整備しているほか、既存の制度の見直しも行っています。区ではこれらの制度を活用していくとともに、状況に応じて実態を踏まえた改善要望をしていきます。



# 第7章 資料編

## 7-1 緑被の状況

区全域における緑被地は 251.35ha で緑被率は 16.14%です。その内訳は、樹木は 225.92ha で 14.50%、草地は 22.63ha で 1.45%、屋上緑化は 2.81ha で 0.18%です。緑被地以外では、裸地が 36.03ha で 2.31%、水面が 4.75ha で 0.3%、構造物被覆地が 1,265.38ha で 81.24%です。

表 7-1 区全域の緑被状況

項目	面積(ha)	割合(%)
緑被地	251.35	16.14
樹木	225.92	14.50
草地	22.63	1.45
屋上緑化	2.81	0.18
裸地	36.03	2.31
水面	4.75	0.30
構造物被覆地	1,265.38	81.24
区全体	1,557.51	100.00

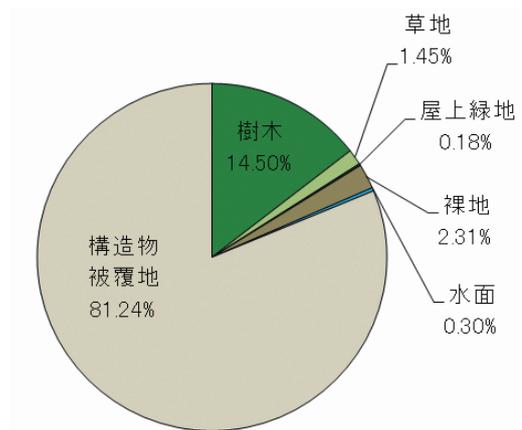


図7-1 区全体の緑被率の割合

※区全体面積は、地形図を GIS（地理情報システム）に読み込み、図形データとして計測し求めた値

土地利用別の面積割合は、住宅用地が区全体の約半数の 54.0%を占めています。次いで道路が 17.6%、公共用地が 8.4%です。

土地利用別の緑被地面積の割合は、住宅用地が緑被地面積の約半分の 50.4%を占め、次いで道路が 12.9%、公共用地が 12.9%です。

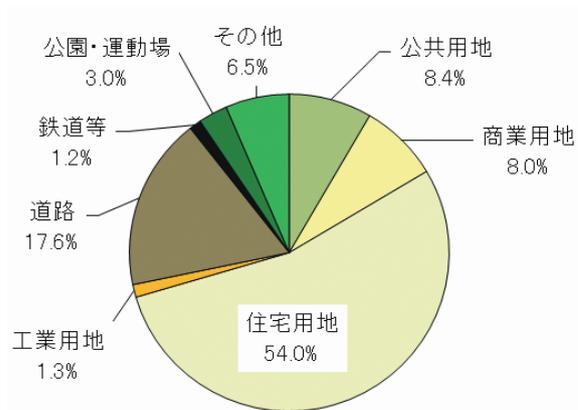


図7-2 土地利用別の面積割合

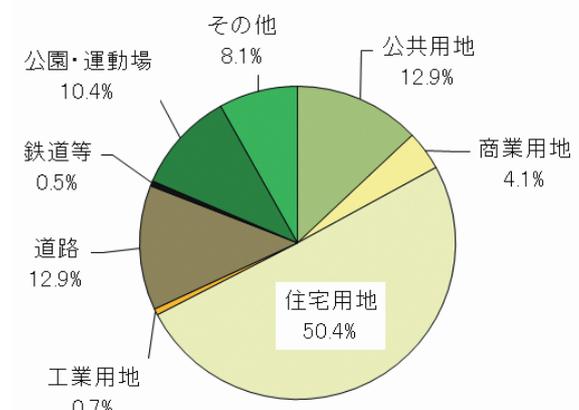


図7-3 土地利用別の緑被地面積割合

## 7-2 接道部緑化の状況

生け垣（高さ 1.2m以上長さ 1.8m以上）が 3,068 箇所、延長 33,476.0m、植樹帯（高さ 1.2m未満長さ 1.8m以上）は 3,075 箇所、延長 30,050.7mです。規模別の接道部緑化延長は、10m未満の接道部緑化の占める割合が生け垣 33.11%、植樹帯 37.39%と最も高いです。次いで 10～20m の接道部緑化が多く占めており、区内の接道部緑化の約 6～7 割は 20m未満の接道部緑化から構成されていることが分かります。

表 7-2 接道部緑化の状況

規模	生け垣		植樹帯		合計	
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
10m未満	2,049	11,083.5	2,177	11,235.9	4,226	22,319.4
10～20m	648	8,876.1	611	8,503.8	1,259	17,379.9
20～30m	181	4,365.5	161	3,846.2	342	8,211.8
30～50m	130	4,875.7	83	3,171.1	213	8,046.7
50m以上	60	4,275.1	43	3,293.8	103	7,568.9
合計	3,068	33,476.0	3,075	30,050.7	6,143	63,526.7

※延長は四捨五入により合わない場合がある。

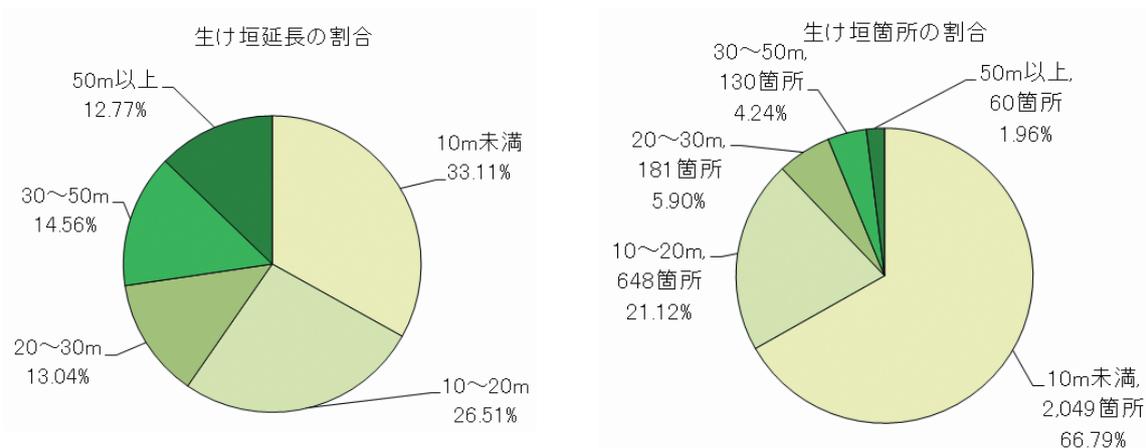


図 7-4 生け垣の規模別延長と箇所の割合

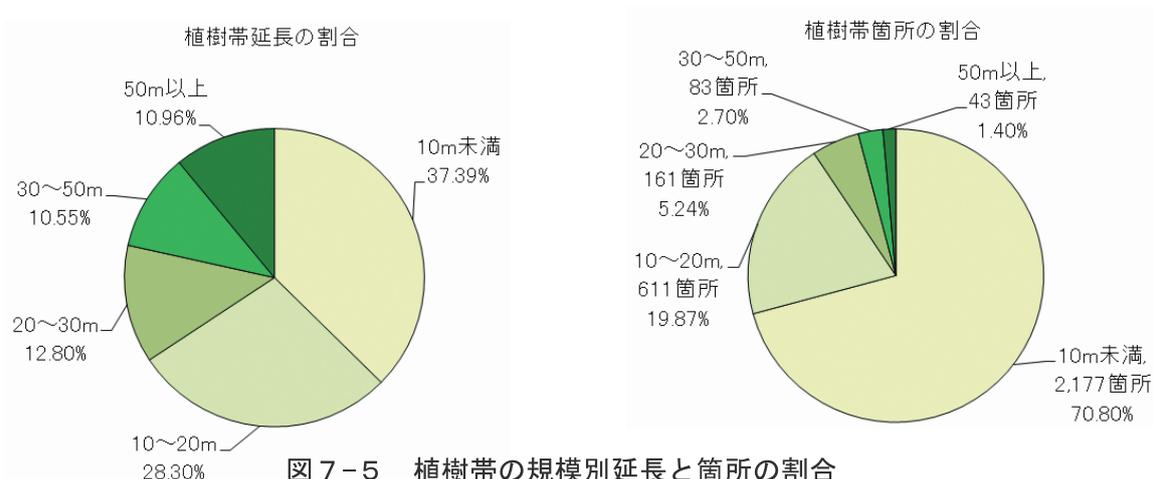


図 7-5 植樹帯の規模別延長と箇所の割合

### 7-3 樹林の状況

形態区別の樹林（樹冠面積 300 m<sup>2</sup>以上、平均高さ 7m以上の樹木の集団）箇所数では、その他の樹林（教育施設等の樹林地）が 91 箇所と最も多く、次いで公園の樹林が 44 箇所でした。

樹林の面積規模別の箇所数では、500～1,000 m<sup>2</sup>の樹林地が 79 箇所と最も多く、次いで 1,000～3,000 m<sup>2</sup>の樹林地が 67 箇所でした。

形態区別の樹林面積では、公園の樹林が最も大きく 18.43 ha で、全体面積の 38.53%でした。次いでその他の樹林が 12.61ha で 26.36%、社寺林が 8.52ha で 17.81%でした。

表 7-3 樹林の形態別規模別の状況

形態区分	500m <sup>2</sup> 未満		500～1000m <sup>2</sup>		1000～3000m <sup>2</sup>		3000m <sup>2</sup> 以上		合計	
	箇所	面積(m <sup>2</sup> )	箇所	面積(m <sup>2</sup> )	箇所	面積(m <sup>2</sup> )	箇所	面積(m <sup>2</sup> )	箇所	面積(m <sup>2</sup> )
屋敷林	10	3,583	8	5,072	9	16,184	5	19,084	32	43,923
社寺林	3	1,092	5	3,743	16	30,463	7	49,868	31	85,166
公園の樹林	6	2,088	13	9,127	15	28,600	10	144,483	44	184,298
集合住宅の樹林	9	3,536	21	13,854	7	11,391	3	10,094	40	38,875
その他の樹林	29	11,109	32	23,936	20	32,937	10	58,084	91	126,066
合計	57	21,407	79	55,732	67	119,575	35	281,613	238	478,327

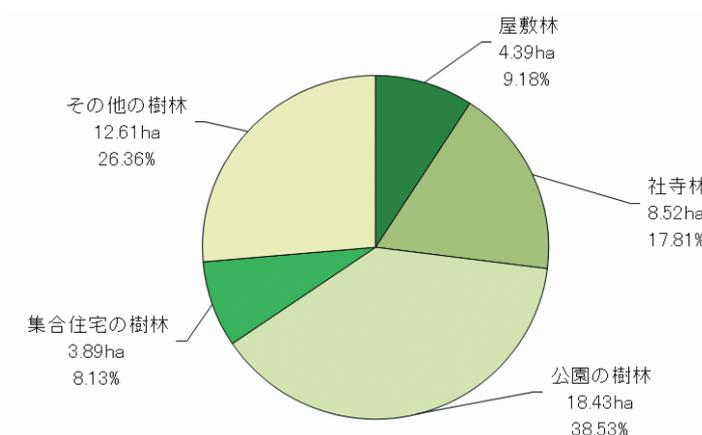


図 7-6 樹林の形態別状況

## 7-4 樹木の状況

区全域の高さ9m以上、幹周り100cm以上の樹木は、5,578本が確認されています。幹周り別では120cm未満が723本、120～150cmが1,545本、150～200cmが最も多く1,954本、200～250cmが892本、250～300cmが334本、300cm以上が130本でした。

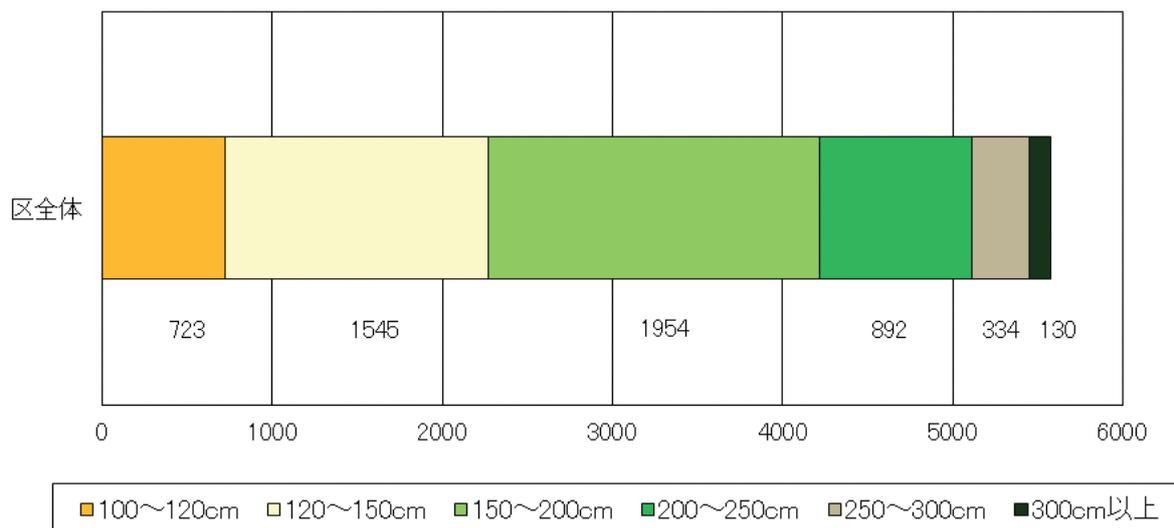


図7-7 幹周り別本数

区全体では、樹高9m以上、地上高1.5mの幹周り100cm以上の樹木は573本の減少でした。幹周り別の本数を比較すると、200cm未満は減少ですが、200cm以上は増加しています。減少の状況を見てみると、幹周り120cm未満の樹木の減少が316本と最も多く、次いで幹周り120～150cmが284本の減少、幹周り150～200cmの樹木の減少が116本と、幹周りの小さい樹木ほど減少が大きいことがわかります。

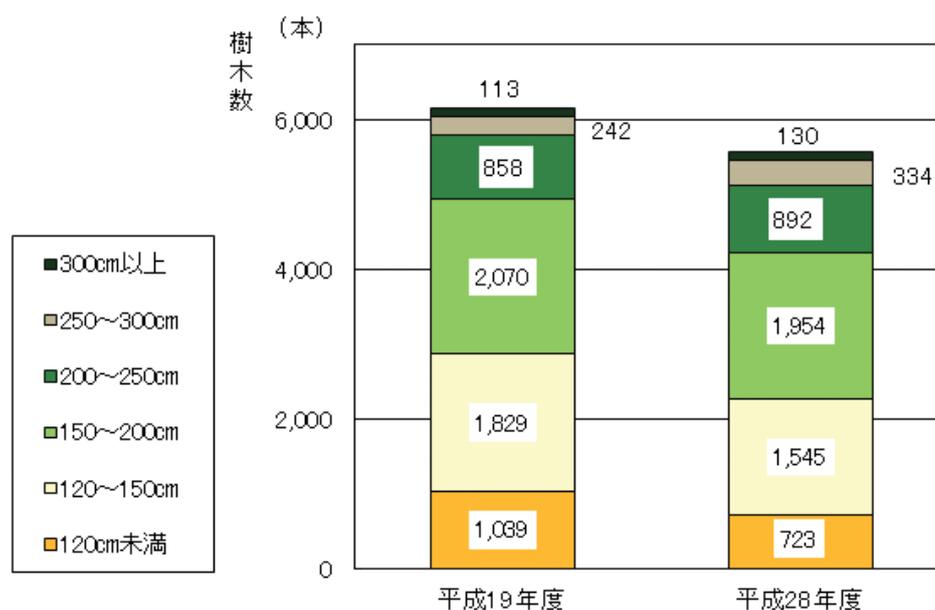
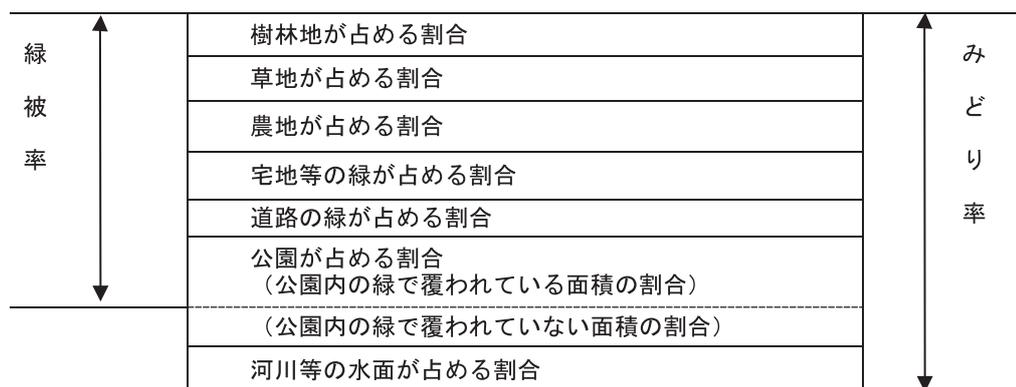


図7-8 幹周り別の樹木本数の経年変化

## 7-5 みどり率について

みどり率とは、東京都が「東京構想2000」「緑の東京計画（2000年）」においてみどりの量の指標として設定したもので、「緑被率」に「河川等の水面の占める割合」と「公園内にある樹林等のみどりで覆われていない面積」を加えたもので、ある地域における公園、街路樹（環境施設帯を含む）、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑地を含む）、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合を指しています。

「みどりの新戦略ガイドライン（平成18（2006）年1月東京都）」では、区部の2000年の現況値は約29%、2015年の目標値は約1割増加の約32%、2025年の目標値は約2割増加と設定しています。



「緑の東京計画」（平成12年12月、東京都）より

## 7-6 公園について

主な公園種別は次のとおりです。なお、住区基幹公園の誘致圏距離については、「都市公園法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第101号）」により、数値表示を行わないこととしていますが、標準的な誘致距離としては次に示す通りです。

種類	種別	内 容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

## 7-7 改定の経過

---

中野区みどりの基本計画の改定までの主な経過は、以下のとおりです。

### 平成 29 (2017) 年

- 7月 26日 区議会（区民委員会）報告「中野区みどりの基本計画の改定について」
- 10月 5日 区議会第3回定例会（区民委員会）報告「中野区みどりの基本計画の施策実績等について」
- 12月 5日 区議会第4回定例会（区民委員会）報告「「中野区みどりの基本計画」改定における施策（新規・充実）の検討状況について」

### 平成 30 (2018) 年

- 4月 24日 中野区みどりの基本計画（改定素案）作成
- 5月 8日 区議会（区民委員会）報告
- 6月 17日～6月 22日 区民との意見交換会の実施
- 7月 6日 区議会第2回定例会（区民委員会）報告  
「中野区みどりの基本計画改定素案に係る区民との意見交換会の実施結果について」
- 8月 21日 中野区みどりの基本計画（改定素案/修正案）作成
- 8月 29日 区議会（区民委員会）報告
- 9月 14日 中野区みどりの基本計画（改定案）作成
- 10月 9日 区議会第3回定例会（区民委員会）報告
- 11月 1日～21日 パブリック・コメント手続

### 平成 31 (2019) 年

- 1月 31日 中野区みどりの基本計画策定

## 中野区みどりの基本計画

平成31年1月策定  
(30中環地第2528号)

発行

中野区環境部地球温暖化対策分野  
〒164-8501 東京都中野区中野4-8-1  
電話 03-3228-5554 (直通)

中野区ホームページ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>

## 中野区みどりの基本計画



中 野 区 ㊦